

光市立大和総合病院施設警備業務委託仕様書

1. 委託名称 光市立大和総合病院 施設警備業務
2. 履行場所 〒743-0192 山口県光市大字岩田 974 番地
3. 履行期間 令和 8 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで
4. 施設概要
 - (1) 病院規模
敷地面積 10,112.92 m²
建物面積 総計 16,463.73 m²
病院／中央棟 RC6F、本館 RC4F、管理研究棟 RC3F、
リハビリ棟 RC2F、南館 RC3F
管理部門 4,103.02 m²
診療部門 7,098.22 m²
病棟部門 5,262.49 m² (243 床)
 - (2) 病床数 (R8.6.30 時点)
243 床 (一般病床 40 床・療養病床 159 床・回復期リハ病棟 44 床)
本館 3 階病棟 40 床、一般病棟
2 階病棟 50 床、3 階病棟 49 床、4 階病棟 60 床、以上療養病棟
5 階病棟 44 床 回復期リハビリ病棟
 - (3) 休診日
土日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)
5. 法令、規則関連規定の遵守
委託業務の実施にあたっては、適用を受ける法令、規則および基準等を遵守すること。
6. 業務に関する留意点
 - (1) 病院の風儀及び慣行諸規則を尊重すること。
 - (2) 病院の指定する責任者と緊密なる連繋を保持すること。
 - (3) 服務規律を厳正にし、病院の名誉を傷つけないこと
 - (4) 病院の職員との良好なる人間関係の保持に努めること
 - (5) 事故の取り扱い、措置にあたっては、努めて病院の関係者と協議すること
 - (6) 従業者は患者及び来院者に対し、適切な接遇を行うこと。また、プライバシーの保護については万全を期すこと。
 - (7) 従業者の制服及び名札は受託者の負担により用意すること。
 - (8) 受託者は、従業者の能力向上を図るため計画的に教育・研修を行うこと。

(9) 契約期間が満了し、他の受託業者と交替することになった場合には、契約期間内において責任をもって当該業務を交替する業者へ引き継ぐものとする。

(10) この仕様書に定めのない事項については、双方誠意をもって協議し、解決することとする。

7. 業務委託の範囲

(1) 主な業務場所

防災センター

(2) 守衛業務に関する事項

ア 防災業務

- (ア) 火災発生時の対応
- (イ) 防災センター設備の監視
- (ウ) 各種災害発生時の対応

イ 警備業務

- (ア) 敷地、建物の保全に関する連絡・一次対応および鍵の保管、管理
- (イ) 病院内外の巡視および警備
 - ① 巡視場所は、院内、院外（病院建物敷地内）
 - ② 巡回時間：10：00、16：00、19：00、21：00、23：00、01：00、06：00
 - ③ 消火器、消火栓、その他防火器具の定数、定位置及び外観の確認
 - ④ 誘導灯・電灯等の球切れの確認及び交換
 - ⑤ 排煙窓及びブラインドの封鎖
 - ⑥ 火気、電源、ガスの元栓等の確認
 - ⑦ 指定場所以外における喫煙者の指導取締り
 - ⑧ 不審者、徘徊者発見時の一次処置（通報含む）
 - ⑨ 盗難事故発生時の一次処置（通報含む）
 - ⑩ 各出入り口等の施錠確認（エレベーター停止業務含む）

(ウ) 正面玄関等の開閉

ウ 案内業務

- (ア) 来院者案内
- (イ) シャトルバス整理券の配布及び回収

エ 駐車場補助業務

- (ア) 遠隔駐車場における出入口の施解錠
- (イ) 違法駐車車両の状況確認（記録作成）

オ 一般業務

- (ア) 危険物持ち込み等の監視・警戒
- (イ) 不正持ち出し等の監視・警戒

- (ウ) 病院内アナウンス（緊急コール含む）
- (エ) 郵便物・配達物・新聞等の受取
- (オ) 遺失物の取り扱い
- (カ) 当直日誌・警備報告書の作成提出
- (キ) 配膳業務補助
- カ 警備室内（防災センター）の防犯防災設備
 - (ア) 総合操作盤（防災監視盤、複合火災受信機）
 - (イ) 監視項目：ボイラー設備、受電設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知機設備、放送設備、誘導灯設備、非常照明、空調設備、浄化槽設備等
 - (ウ) P型1級受信機監視点数：90窓
 - (エ) 非常放送設備：30回線
 - (オ) 消防機関通報設備
 - (カ) 誘導灯信号装置
 - (キ) 各種呼出装置（トイレ呼出：10回路、エレベーター呼出）
 - (ク) 電気錠制御盤（7回路/8回路用）
 - (ケ) 監視カメラ設備：監視モニター、デジタルレコーダー、カメラ等
 - (コ) 検査部内・薬剤部内・栄養科前廊下の警報装置
- (3) 受付業務
 - ア 救急（急患）の受付および関係者への事前連絡
 - イ カルテ準備
- (4) 診療時間外の電話受付業務に関する事項
 - ア 電話による総合窓口・取次ぎ対応
 - イ 電話による問い合わせ等への対応（外来・当直医師の照会等）
 - ウ その他業務執行にあたり付随する業務

8. 警備従事者の人数

- (1) 2名（各契約時間内）
- (2) 3名（研修時）

※施設警備業務2級検定所持者を編成人員に含めること。

9. 警備従事者の勤務時間

- (1) 日勤（土曜日・日曜日・祝日・年末年始等の休診日）08：15～17：00
- (2) 夜勤（各日）17：00～08：15

※ただし上記の契約時間内の警備従事者の途中交代は受託者が定めてもよい。

10. 警備責任者

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、指導的立場にある者をもって警備従事者の中から警備責任者1名を選任する。
- (2) 警備責任者は病院警備業務を5年以上経験した者とする。

11. 警備責任者の責務

- (1) 警備責任者は病院との連絡、報告、調整および他の警備従事者の総括指導監督を行う。
- (2) 責任者は病院との直接窓口として業務の遂行にあたり、密接な連絡を取り円滑な運営を期すこと。

12. 服装

- (1) 受託者は、警備従事者に山口県公安委員会へ届出のある服装および装備を貸与すること。
- (2) 警備従事者は、常に清潔が保てるようにすること。

13. 教育

- (1) 受託者は、新規の警備従事者に対して、病院の警備実施要領について習得させるため最低1ヶ月程度の現地教育を行うものとする。
- (2) 受託者は、災害の未然防止等に関する知識、技能の向上を図るため、法定現任教育のほか適宜警備員教育を行うものとする。
- (3) 教育にかかる費用については、全て受託者の負担とする。
- (4) 教育の成果については、警備責任者が判断すること。

14. 接遇など

- (1) 警備従事者は、病院という特殊性に鑑み、入院・外来患者に対して動作言語に注意し、節度ある態度で業務を行うこと。
- (2) 警備業務の仕様内容その他について疑義がある場合は、担当者と十分に協議し、円滑に処理すること。

15. 協力

病院が行う防災訓練および接遇研修会に積極的に参加すること。

16. 提案

- (1) 防災・警備・関連業務について積極的に提案を行うこと。

(2) 各種機器の劣化を定期的に確認し、運用に支障が無いように改善提案を行うこと。

17. 使用機材等

(1) 病院は、警備従事者の控室を提供する。(付帯する電話、電気、ガス、水道、冷暖房設備、什器備品など警備上必要な設備一切を含むものとする。)

(2) 病院は、受託者に連絡用のPHSを貸与する。

(3) 病院は、受託者の業務を行うのに必要な鍵を貸与または貸出しする。

(4) 病院は、警備従事者用の駐車スペースを貸与する。

(5) 受託者は、病院から受託したものを注意して使用・管理・保管する。

(6) 受託者は、病院から貸与された場所・設備類を定期的に清掃し清潔を保つように心掛けること。

18. 安全確保

委託業務の実施にあたり、常に業務の安全を確保すること。

19. 事件事故発生時の措置

(1) 事故が発生したときは、施設関係者へ遅滞なく報告するとともに、適切な処置を講ずる。また事故処理の経過は業務日誌及び警備報告書にて報告する。

(2) 火災・災害については、病院の防火管理者の指示を受けて処置を講ずる。

(3) 軽微な事故、事案についても管理日当直師長の判断を仰ぎ、適切な措置を講じ業務日誌および警備報告書に記載のうえ、病院に報告する。

(4) 消防防災設備の異常警報が発報した際は管理日当直師長または防火管理者に速やかに報告し、緊密な連絡を取りながら措置すること。

20. 守秘義務

(1) 業務の遂行上知り得た病院の情報および機密事項について、ほかに開示又は漏洩しないこと。

(2) 患者・職員等の個人情報は個人情報保護法を遵守し漏洩しないこと。